

1. コープしが福祉の指針

私たちは人のつながりの中で、よりよい暮らしを共につくる
ウェルビーイング（well-being）としての福祉をめざします

コープしがは、福祉を広くとらえ、高齢・介護、障がい、子育て、生活困窮といったくらしの課題を個別にとらえるのではなく、一人ひとりの人が、社会的なつながりの中で、その人らしさをもって幸せに生きられることを考えます。

誰もが、年をとっても、障がいがあっても自分らしさを発揮し、おたがいさまの心のもと、みんなが幸せに暮らせる社会をつくる協同の担い手になることができます。

コープしがは、人はみんな一生を通して人間力を発揮することができるという人間尊重の理念に立ち、よりよい暮らしを共につくる協同としての福祉＝ウェルビーイング（well-being）としての福祉をめざします。

2. 福祉を取り巻く今日の情勢

少子高齢化の進行が著しい中、その対応を標榜して社会保障制度全般が大きく切り詰められています。2015年に予定されている介護保険の改定、公的年金の抑制策など、高齢生活の不安は増す一方です。障がい者についても個人・家族の責任が強調され、自立支援法での自己負担拡大から、そのくらしは圧迫されています。生活保護も親族扶養の強制、生活扶助基準の引き下げが進められました。また子育て施策も十分進まない中で、子育て世代の生活の厳しさは増していることが、一層の少子化を招いている現実があります。加えて、こうした現実を前に将来への不安を抱く若者が増えています。

3. 福祉・社会保障を考える社会的視点 ～くらしと平和を守る憲法の価値をふまえる

公的福祉の縮小を当然視する風潮には、社会のあらゆる分野で市場原理を推進する新自由主義政策が背景にあります。本来、国が担う社会保障を市場に委ねることが、経済活性化につながると喧伝されていますが、過度な市場化、規制緩和は、国民の中に経済格差、貧困問題を生み出しています。新自由主義は国内には格差の拡大をもたらす社会不安を起しますが、他方ではそれを取り繕う国民統合のために、ゆがんだナショナリズムをもたらします。格差・貧困増大と諸外国との対外的緊張は結びついています。平和憲法の改定の主張もそうした社会的背景から生まれています。

福祉・社会保障は、憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に根拠を持っています。憲法に定められる「生存権」「基本的人権」「平和」はくらしを守る権利として結びついています。福祉を考える社会的視点には私たちの日本国憲法の価値をふまえる必要があり、憲法が生きる社会づくりの取り組みをすすめなければなりません。

4. 地域社会づくりでの生協の役割 ～少子高齢化社会のなかでのくらしをつくる

社会保障の後退で引き起こされているくらしの諸問題は、単に少子高齢化の結果というわけではなく、日本社会の宿命というものではありません。少子高齢社会にあっても、地域のあり様は、私たちの暮らし方、働き方、協同の仕方によって変化し、みんなが幸せに暮らせる社会を実現することができます。

生協は、住民の願いから事業を起こし、参加に基づいて運営する事業体です。事業と活動の結びつきの下、様々な人間的協同を生み出すことで、そうした地域社会づくりに取り組むことのできる組織です。生協は、*協同組合の価値としての「自助」を地域に広げ「共助」へと高めることを通して、地域を豊かにするとともに、一人一人の生活が守られる公助としての社会保障についても、生活者の組織として社会的発言を進める役割を持ちます。

*協同組合の価値としての「自助」=協同組合のアイデンティティに関するICA声明で、協同組合の価値を「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。以下略」としています。

ここで述べている「自助」は、一人ひとりの伸びる力を信じ、独りで悩まない、おたがいさま、しあわせを分かち合い共有することを意味し、前述した「ウェルビーイング」の基礎にもなっています。また、声明では協同組合の価値を地域に広げることを重視し、「コミュニティへの関与」を原則の一つとしています。

5. 地域福祉と私たちの役割 ～共に創る笑顔あふれる暮らし

地域福祉とは、地域に暮らす誰もが安心して、その人らしい暮らしを続けていくことができる地域づくりに取り組むことです。

地域には幅広い世代の人びとが多様な「困りごと」「心配」を抱えて暮らしています。コープしがは、そのことを踏まえ、「協同して創ろう、笑顔あふれる暮らし」を基本方針として、宅配・店舗事業、夕食サポートなどの食・商品でのお役立ちはもちろん、人と人のつながりをつくり組合員の困りごとに寄り添うことに取り組んでいます。また、ささえあいサポート、福祉ネットワークや組合員活動などで「地域での協同」に取り組んでいます。これらの力を更に強めて活かし、子どもから若者、子育て世代そして高齢者、様々な障がいをもった方も視野に入れ生協としての総合力によって地域福祉の取り組みをすすめます。

こうしたすべての人の「ふだんの暮らしのしあわせ（ふくし）」をみんなで共に創るために、生協は事業面でも活動面でも大きくお役立ちすることができます。どの地域の組合員も、どんな分野を受け持つ役職員も、それぞれの足もとで直接に地域福祉に携わっています。そこでの人と人の関わりの中で、“私は”“私たちは”どんな参加ができるのか。組合員も役職員も、一人ひとりが自らのこととして考えることができるよう、生協の福祉についてみんなで学び、考え、話し合い、行動していくことが大切です。

6. これからの地域社会でのコープしが福祉の重点課題

(1) 生協の力を活かした総合的なサポート力の発揮

コープしがは、すべての事業を福祉視点からの見直しと強化をすすめ、組合員のふだんの暮らしに役立ち、総合力で地域福祉への参画をめざします。

①生協事業・活動による重層のお役立ちでの暮らしの総合的なサポート

- ・高齢生活に不可欠な介護事業の専門的運営力を向上・強化し、コープしがの地域福祉の基盤づくりを進めます。
- ・食・商品、共済など、生協事業の重層的なご利用で、組合員のライフステージ全体にお役立ちできる総合的なサポートをめざします。

②宅配事業、店舗事業の福祉的な視点での改善

- ・生協事業の中核である宅配事業、店舗事業を中心に、誰もが利用しやすくするため、福祉の視点で改善に取り組みます。
- ・宅配事業・店舗事業のインフラを活かし、暮らし・地域の変化に対応した、新しい商品提供形態、生活サービスの開発に取り組みます。
- ・滋賀県各地域でそれぞれの地域にあった事業づくりを進めるため、自治体・地域諸団体との協同を進めます。

③福祉の視野をもって人間力が発揮される組織づくりにむけた福祉学習の推進

- ・すべての生協事業・活動に携わる役職員一人ひとりが、福祉の視点を持って人間力を発揮できるよう、地域の福祉課題についての学習を進めます。

(2) 高齢生活を支える介護事業の展開 ～介護保険事業の全県展開にむけて～

コープしがは、「住み慣れた地域に安心して暮らし続けたい」とするニーズに応えるために、2014年度に開設したケアサポートセンターはこの事業運営力を確立するとともに、介護保険制度の動向や、地域包括ケアの方向性を見据えた事業構想の下、滋賀県全体を視野に入れて事業地域、事業内容の拡大に取り組めます。また、介護保険制度以外の高齢福祉事業、幅広い世代に対応した事業展開をめざします。

①高齢生活を支える質の高いケアサービスの提供

- ・常に利用者と家族の「気持ち」と「暮らし」を考えた「自立支援」「つながり作りの出来る介護事業」に取り組みます。
- ・そのために「生活リハビリ」「食生活の重視」を大事にしたケアサービスの実践力を磨きます。

②コープしが全域での事業展開を見据えた事業所の計画的展開

- ・県下各地に介護事業の基盤と地域福祉の拠点づくりを進めるため、計画的に新事業所を展開します。

③介護予防・生活支援総合事業への対応

- ・介護保険制度の改定により要支援者の市町村事業への移行が進められる中、各自治体での生活支援事業の動向を踏まえ、コープしがとしての対応を進めます。

④くらし全体に関わる福祉事業・活動の推進

- ・高齢生活について幅広くお役立ちするため、介護保険事業だけでなく住居や移送事業、成年後見制度やいわゆる“終活”などを視野に入れ、調査研究、事業準備を進めます。
- ・幅広い世代に対応した事業として、子育て・保育事業、障がい者就労事業などの検討を継続します。

(3) 人のつながり、地域諸団体とのネットワークを活かした地域福祉づくり

コープしがは、協同組合組織として、人のつながり、地域のネットワークを大事にし、一人ひとりが参加・交流し、ともに学び、考える場をつくりながら、地域福祉づくりを推進します。

①ささえあいサポートの推進、地域福祉連携を視野に置いた改革

- ・ささえあいサポートを推進し、組合員どうしが困りごとについて手を貸しあえるたすけあいの輪をさらに広げます。
- ・ささえあいサポートをより深く地域福祉に結びつけたものにするため、介護保険事業と連携をすすめるとともに、員外利用の仕組みや地区単位での運営体制など、改革に取り組みます。
- ・サポーターが、意欲・自信を持ってささえあいに取り組むことができるよう、福祉についての学習交流の場づくりを進めます。

②福祉ネットワークづくりと協働

- ・ふくし情報電話の運営、福祉ネットワーク通信の発行を通じて、行政・社会福祉協議会、各種地域福祉団体とのネットワークづくりに取り組みます。
- ・エリア・地区でも当該地域の自治体、諸団体との交流を進め、地区福祉ネットワークづくりを広げます。
- ・地区福祉ネットワークを活かし、各地区に応じた組合員による福祉活動、居場所づくりを進めます。また、若者や子育て世代の「困りごと」や「心配ごと」にも寄り添い、組合員同士が考え合える場を増やし当該地域の地域福祉に参画していきます。

③多様な形での居場所づくりの推進

居場所とは、子どもや若者も、中年も、高齢者も、障がいのある方も、そこで人とふれあい、元気ももらって笑顔を取り戻す。そして、人が本来持っている力を寄せ合って「地域」をより暮らしやすくしていくエネルギーを生み出す場です。

- ・組合員・地域住民が自主的に交流できる「人のつながりがある場」づくりを各地区で多様な形で進めましょう。
- ・生協の事業・活動が有意義に活かされ、地域に広げる場づくりの普及にも取り組みます。
- ・介護事業所では、事業の安定的運営を第1としながら施設を活用した地域福祉の取り組みをすすめます。

(4) 生協としての社会的役割の発揮

コープしがは、私たちが生きるコミュニティに貢献する視点に立ち、広く福祉・社会保障をめぐる課題について、生活者の協同組織としての社会的役割に取り組んでいきます。

①生活者の組織としての協同組合の社会的提言

- ・福祉をめぐる地域課題について自治体や社会福祉協議会、地域諸団体との協同を進め、組合員の声を活かした地域福祉づくりに参画します。
- ・福祉・社会保障をめぐる社会的問題について、日本生協連や地域の医療・介護事業者とともに学び、国や行政に対し制度化・施策化のための働きかけを進めます。

- ・介護保険制度の改定に対し、暮らしを守る協同組織として、日本生協連や地域の医療・介護事業者とともに、制度をめぐる社会的課題について取り組んでいきます。

②生活困窮問題への取り組み

- ・生活困窮者自立支援に関し、その実態や制度について知り学ぶことから始めます。そのうえで行政・社会福祉協議会などとともに困窮家庭の生活再建、子育て支援の取り組みを検討します。

③福祉積立金の有効活用

組合員が自らのニーズに基づき、創り出し・発展させてきた事業を、より多くの組合員が利用出来るように、利用しやすく、参加しやすくするために、生協事業や生協を拠り所とする活動の良さを「分かち合う」ことの意義を積立金の活用に検討・具体化します。

- ・今後の介護保険事業全県展開の投資原資とし、その都度理事会が判断します。

以下は、制度設計や助成交付の範囲、審査、決定方法など、改めて研究・検討課題とし、順次具体化を図ります。

- ・生協事業をより利用しやすく、活動に参加しやすくするための助成
- ・地域福祉の取り組みに対する助成
- ・他団体との協働による取り組みに対する助成